

動産記入例

津山圏域消防組合
消防長 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日
提出日を記入して下さい。

届出人住所 岡山県津山市林田〇〇番地
職業 会社員
氏名 消防 太郎

建物内で発生した火災で、建物以外の内容物等(動産の所有者)が焼損した際に届け出る様式です。(水道・ガス・電気設備・システムキッチン等本来備え付けているものは不動産扱いとなり不動産(動産用)の様式で届け出て下さい。)

火災損害届 (動産用)

時刻不明の場合は調査担当職員に問い合わせ、提出の際に記入して下さい。

1	り災日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分ごろ	損害見積額合計
2	り災場所及び対象名	岡山県 津山市林田〇〇番地 コーポ消防〇〇〇号室	
り災物件と届出人の関係 1. 所有者 2. 管理者 3. <u>占有者</u> 4. その他 ()			

3	火災保険の契約状況	保険会社名	動産の内訳	契約年月	保険金額
		津山損害保険	建物家財全般	平成18年 12 月	1,000万円
		津山損害保険	絵画1枚(ピカソ)	平成19年 12 月	50万円
		宝石・貴金属・美術品等単品で保険加入している場合は内訳を記入して下さい。		年 月	万円
		年 月	万円		

4	り災世帯員	氏名	続柄	生年月日・年齢	性別	
		消防 太郎	世帯主	M. T. (S) H〇〇年〇〇月〇〇日生〇〇歳	男・女	
		消防 花子	妻	M. T. (S) H〇〇年〇〇月〇〇日生〇〇歳	男・女	
		岡山 桃子	母	M. T. (S) H〇〇年〇〇月〇〇日生〇〇歳	男・女	
		り災した建物の居住者について記入して下さい。		M. T. S. H	年 月 日生 歳	男・女
				M. T. S. H	年 月 日生 歳	男・女
				M. T. S. H	年 月 日生 歳	男・女

5	連絡先	住所	氏名	電話
---	-----	----	----	----

り 災 物 件 明 細

品名	数量	り災の種別	経過年数	購入金額	損害見積額
冷蔵庫200L	1台	<u>焼損</u> ・水損・その他	2ヶ月	200,000円	200,000円
経過年数が1年未満は何ヶ月と、超える場合は1年と記入して下さい。 焼損見積額は時価の金額を記入して下さい。					
洗濯機	1台	<u>焼損</u> ・水損・その他	5年	100,000円	14,600円
洗濯機などの電化製品は消耗品で比較的耐用年数(6年程度)と短く、上記の場合5年経過しており、「購入金額100,000円×経過年数残存率0.146=14,600円」となります。なお、残存率については社会通念上の常識範囲で提出者が判断し計算して下さい。(経過年数が古い物であっても経過年数残存率は0.1を下回らないようにして下さい。)					
絵画(ピカソ2号)	1枚	焼損・ <u>水損</u> ・その他	30年	200,000円	500,000円
絵画・骨董品・貴金属等の美術品に該当するものは、経過残存率による必要はなく、時価により計上して下さい。					
衣類一式	150枚	<u>焼損</u> ・水損・その他	3~10年	300,000円	30,000円
単品で高価なものを除き、ズボン・スカート・セーターなど多数あるものについては、類ごとに「衣類」とまとめて記入して下さい。損害見積額については、購入金額と経過残存率の平均により損害見積額を求め記入して下さい。(上記衣類の計算例: 衣類購入金額平均2,000円×150枚=300,000円 300,000円×平均経年残存率0.10=30,000円となる。) なお、数量の計上困難な場合は空欄として下さい。					
り災物件明細が複数枚となる場合は番号をつけて、総合計を損害見積額合計欄に記入して下さい。					
損害見積額合計				744,600円	

注意事項

- この届出は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- この届出の提出がなければ、り災の証明書が発行できない場合があります。
- この届出は、建物1棟ごと、又は世帯ごとに作成し、り災した日から起算して1週間以内に提出してください。

記入要領

(3の欄) 1. 動産の内訳欄は、家財道具、美術品、貴金属等契約内容を記入してください。

(4の欄) 1. 世帯員である同居人も記入してください。

(6の欄) 1. り災物件明細欄に記載できない場合は「り災物件明細書」を添付してください。

2. り災種別の欄は、あてはまるものを○で囲んでください。ただし、焼損・水損・その他の意味は、次のとおりです。

- 焼損 焼けた物、熱で変質、変形した物
- 水損 消火のために、濡れた物、壊れた物、汚れた物等
- その他 煙で汚れた物、運び出すとき、避難するときに壊れた物等

備考 不明な点の問い合わせ及び提出は、次の消防署へお願いします。
調査担当 警防課 警防企画調査係 署・所 電話 (0868) 31-1256 氏名

火災損害届の基本的考え方

火災損害届により、り災状況の報告を求め提出していただくことによって、消防機関が発生した火災により焼失し確認することが出来ない部分についての損害状況を把握するため、り災者の方に自己のり災状況を書類により報告していただき、火災統計の参考とするものです。したがって、火災損害届は火災保険等の民事には一切関係のないものです。損害見積額の申告をそのまま火災統計の数値とするものではありませんが、申告と統計の価格格差を少なくするため、以下の解説を参考として下さい。

火災損害届の解説

1 火災損害届における不動産と動産の考え方

(1) 火災損害届の不動産とは

土地に定着している建物や容易に動かすことができない物置類、塀の類、庭木の類、物干し台等が不動産に該当します。

ア 不動産該当例

- 備え付けのシステムキッチン等は、不動産に該当します。
- 水道、ガス、電気設備等は、不動産に該当します。
- たたみ、障子等は、不動産に該当します。(障子に書いてある絵が美術品である場合は動産として取り扱って下さい。)

イ 提出書類

- 不動産の建物(屋根のある建物で高さがおおむね1.8m、かつ、床面積が1.5㎡以上)に損害がある場合は「火災損害届(不動産・動産)」用の書類で提出して下さい。
- 不動産の建物であっても、建物外に取り付けられた物件(看板、ネオン塔、物干し、電算電力計等、電柱、塔等)が単独で焼損した場合は「火災損害届(車両・船舶・林野・その他)」用書類の、その他欄に記入して提出して下さい。
- 立木類は不動産に該当しますが、「火災損害届(車両・船舶・林野・その他)」用書類の(林野の立木類は林野)、(庭木等はその他)欄に記入して提出して下さい。

(2) 火災損害届の動産とは

基本的に不動産以外のものが動産に該当します。

ア 動産該当例

- 建物内の衣類、什器類、家具類、書籍類等は動産に該当します。
- 容易に移動可能な農業用ビニールハウス、農機具類等は動産に該当します。
- 自動車、船舶、航空機類は動産に該当します。

イ 提出書類

- 建物火災において、不動産、動産共に損害があった場合は「火災損害届(不動産・動産)」用の書類で提出して下さい。なお、動産が複数ある場合は、り災物件明細書に、建物内と建物以外の物件を分けて記入し、その合計を動産欄に記入して下さい。
- 建物火災において、建物内の動産(動産の所有者)のみ損害があった場合は「火災損害届(動産)」用の書類で提出して下さい。なお、動産が複数ある場合は、り災物件明細書に内訳を記入し、動産欄に記入して下さい。
- 建物内以外の場所にある動産にのみ損害があった場合は「火災損害届(車両・船舶・林野・その他)」用書類の、その他欄に記入して提出して下さい。
- 自動車、船舶、航空機類に損害があった場合は、「火災損害届(車両・船舶・林野・その他)」用書類の該当欄に焼損した車両台数・船舶数ごとに記入して提出して下さい。

(3) 動産に該当する特殊な損害例

持ち歩いていたソフトウェアを記録したマスターテープ等が火災により、他にコピー等がないために再生不能となった場合については、当該ソフトの開発費にテープ等の資材費の価格を加算した原価を「火災損害届(車両・船舶・林野・その他)」用書類の、その他欄に記入して提出して下さい。

動産損害見積額の算定について

火災損害の損害見積額は、損害保険等で加入している損害に対する再取得価格額とは異なり、あくまで時価を申告していただくものです。時価は社会通念上評価される妥当な金額を申告者が計算して下さい。なお、時価の計算方法として、消耗品等は減価償却の方法により、経過年数に応じて減価を

控除した残存価格(経過残存率)によるものと、絵画・クラシックカー等のいわゆる、通り相場によるものがあります。

①表 主に住居内にある消耗品(器具及び備品)の耐用年数表

品名	耐用年数
○ 陶磁器製又はガラス製の食事又は厨房用品(茶碗・湯飲み等) ○ パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	2年
○ カーテン、座布団、寝具、丹前、その他これらに類する繊維製品(衣類を含む) ○ じゅうたんその他の床用敷物 ○ スポーツ用具	3年
○ 児童用机及び椅子 ○ ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 ○ カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 ○ 手提げ金庫 ○ 碁、将棋、麻雀その他の遊具類 ○ 焼却炉(金属製以外)	5年
○ 冷房用又は暖房用機器 ○ 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ○ 一般家庭用の電子計算機及びパソコン	6年
○ 応接セット、ベットの、その他これらに類する家具 ○ 金属製以外の室内装飾品 ○ 金属製及び陶器製以外の食事又は厨房用品	8年
○ 時計	10年
○ 主として金属製の食事又は厨房用品	15年
○ 金庫(手さげ金庫以外)	20年

②表 主に事務所・工場・店舗にある消耗品(器具及び備品)の耐用年数表

品名	耐用年数
○ 陶磁器製又はガラス製の食事又は厨房用品(茶碗・湯飲み等) ○ 光学機器及び写真製作機器のオペラグラス ○ マネキン人形 ○ パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具 ○ 衣装、かつら、小道具及び大道具 ○ 貸付業務用の植物 ○ 販売用の魚類 ○ 映画フィルム、磁気テープ及びレコード ○ シート及びロープ	2年
○ カーテン、座布団、寝具、丹前、その他これらに類する繊維製品 ○ じゅうたんその他の床用敷物 ○ 接客業用、レコード吹込用又は劇場用のもの ○ 孔版印刷又は印刷業務用事務機器 ○ 看板、ネオンサイン及び気球 ○ 金属製のドラム缶類 ○ 陶磁器製又はガラス製の医療機器 ○ 劇場用観客椅子 ○ 漁具	3年
○ 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く) ○ 医療機器で、移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 ○ 消毒殺菌用機器 ○ 販売用の鳥類 ○ 事務用電子計算機及びパソコン	4年
○ 接客業務用応接セット、家具(主として金属製のものを除く) ○ 陶磁器、金属製以外の食事又は厨房用品 ○ 複写機、電子計算機以外の計算機、金銭登録機、タイムレコーダー、ファクシミリ、その他これらに類する事務機器及び通信機器 ○ 度量衡器、試験又は測定機器 ○ てさげ金庫 ○ 理容又は美容機器 ○ 医療手術機器 ○ 葬儀用具 ○ 楽器 ○ 自動販売機 ○ どん帳及び幕 ○ 焼却炉	5年
○ 冷凍庫付陳列棚及び陳列ケース ○ 電気冷蔵庫、電気洗濯機、その他これらに類する電気又はガス機器 ○ インターホーン及び放送用設備、○ 溶接製のポンペ ○ 調剤機器(医療用) ○ ハーバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6年
○ 大型コンテナ(長さ6m以上のものに限る) ○ 歯科診療用ユニット	7年
○ 接客業務用以外の応接セット、家具(金属製以外) ○ 室内装飾品(金属製以外) ○ 写真製作用引伸機、焼付器、乾燥機、顕微鏡その他の機器、○ 塩素用ポンペ ○ 医療用光学検査機器 ○ 娯楽用たまつき用具 ○ 魚類、鳥類以外の販売用動物	8年
○ 電話設備その他の通信機器 ○ 時計 ○ 主として金属製の看板及び広告器具 ○ 溶接・鋳造・塩素用以外のポンペ ○ 主として金属製の娯楽器具及び用具 ○ その他これらに類する金属製のもの	10年
○ 主として金属製の家具類(事務机・事務椅子・キャビネット等) ○ 主として金属製の室内装飾品 ○ 主として金属製の食事又は厨房用品 ○ 販売用の植物	15年
○ 金庫(手さげ金庫以外)	20年

③表 自動車(軽車両を含む)の耐用年数表

品名	耐用年数
○ 自転車及びリヤカー	2年
○ 積載量が2トン以下の、じんかい車及びし尿車 ○ 総排気量が2リットル以下の、タンク車・寝台車・霊きゅう車・トラックミキサー・レッカーその他特殊車体を架装したもの ○ 積載量が2トン以下の運送事業用貨物自動車 ○ 総排気量が2リットル以下の自動車教習用自動車 ○ 総排気量が2リットル以下の運送事業用自動車 ○ 総排気量が2リットル以下の貸自動車業用自動車(レンタカー等) ○ 総排気量が2リットル以下の運搬具(コンボ・クレーン・フォークリフト等) ○ 2輪又は3輪自動車(バイク等)	3年
○ モータースイーパー及び除雪車 ○ 積載量が2トンを超える、じんかい車及びし尿車 ○ 総排気量が2リットルを超える、タンク車・寝台車・霊きゅう車・トラックミキサー・レッカーその他特殊車体を架装したもの ○ 積載量が2トンを超える運送事業用貨物自動車 ○ 総排気量が2リットルを超え3リットル未満の貸自動車業用自動車(小型乗用車) ○ 総排気量が2リットルを超える自動車教習用自動車 ○ 総排気量が2リットルを超える運送事業用自動車 ○ 総排気量が2リットルを超える運搬具(コンボ・クレーン・フォークリフト等) ○ 総排気量が0.66リットル以下の小型車(軽四乗用車) ○ 運送事業用被けん引車その他のもの(トレーラー) ○ 運送事業用以外の被けん引車その他のもの(キャンピングカー・小型船舶用トレーラー・サイドカー等) ○ ダンプ式貨物自動車	4年
○ 消防車・救急車・レントゲン車・散水車・放送宣伝車・移動無線車及びチップ製造車 ○ 総排気量が3リットル以上の貸自動車業用大型乗用車(レンタカー等) ○ 総排気量が0.66リットルを超える、ダンプ式以外の貨物自動車 ○ 排気量が0.66リットルを超える報道通信用自動車	5年
○ 排気量が0.66リットルを超える上記に該当しない自動車(自家用乗用車等)	6年

④表 養豚・畜産・養鶏・農林業用機具の耐用年数について

種類	品目	耐用年数	種類	品目	耐用年数
電動機		10年	運搬用機具	トップカー	4年
内燃機関、ボイラー及びポンプ		8年	果樹、野菜又は花き収穫調整用器具	野菜洗浄機・清浄機及び堀取機 その他のもの	5年 8年
トラクター	歩行型トラクター その他のもの(乗用タイプ)	5年 8年	飼料作物収穫調整用機具	モーター・ヘンコンディショナー(自走式を除く)・ヘレキ・ヘテッダー・ヘテッター・レーキ・ハーベスター(自走式を除く)・ヘーベラー(自走式を除く)・ヘープレス・ヘローター・ヘードライヤー(連動式を除く)・ヘエペーター・フォレンジプロアー・サイレンジイストリクター・サイレンジアンローダーおよび飼料細断機	5年
耕土造成改良用機具		5年		その他のもの(精米又は精麦機)	8年
栽培管理用機具	田植機・もみまき機	5年		自動給餌器・自動給水器・搾乳機・牛乳冷却器・ふ卵機・保温機・蓄衝機・牛乳成分検定用機具・人工授精用機具・育成期・育雛器・ケージ・電牧機・カウトレーナー・マット・畜舎清掃機・ふん尿乾燥機及びふん乾燥機	5年
穀類収穫調整用機具	自脱型コンバイン・刈取機(ワインドローアーを除くものとし、パインダーを含む)・稲わら収集機(自走式のものを除く)及びわら処理カッター	5年	家畜飼養管理用機具	その他のもの(精米又は精麦機)	8年
	その他のもの	8年		自動穴掘器・自動伐木器及び動力刈払機	3年
農作物収穫調整用機具	い苗分割機・い草刈取機・い草選別機・い割機・粒選機・収穫機・堀取機・つる切機および茶摘機	5年	造林又は伐木用機具	その他のもの(精米又は精麦機)	8年
	その他のもの	8年		自動穴掘器・自動伐木器及び動力刈払機	3年
防除用機具		5年		その他のもの(精米又は精麦機)	6年

⑤表 経年残存率表

経過年数	耐用年数 残存率 (購入1年未満は残存率1.00)											
	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	15年	20年	
1	0.316	0.464	0.562	0.631	0.681	0.720	0.750	0.774	0.794	0.858	0.891	
2	0.100	0.215	0.316	0.398	0.464	0.518	0.563	0.599	0.630	0.736	0.794	
3		0.100	0.178	0.251	0.316	0.373	0.422	0.464	0.501	0.632	0.707	
4			0.100	0.159	0.215	0.269	0.316	0.359	0.397	0.542	0.630	
5				0.100	0.146	0.193	0.237	0.278	0.316	0.465	0.526	
6					0.100	0.139	0.178	0.215	0.251	0.399	0.500	
7						0.100	0.133	0.166	0.199	0.342	0.446	
8							0.100	0.129	0.158	0.294	0.397	
9								0.100	0.125	0.252	0.354	
10									0.100	0.216	0.315	
11										0.186	0.281	
12										0.159	0.250	
13										0.137	0.223	
14										0.117	0.199	
15										0.100	0.177	
16											0.158	
17											0.141	
18											0.125	
19											0.112	
20											0.100	

動産の消耗品の損害見積額を上記⑤表経年残存率表を用い算出した例

○ 例 1・・・3年前に20万円で購入した家庭用の電気冷蔵庫が焼損した場合の損害見積額の算出
家庭用の冷蔵庫の耐用年数は上記①表一耐用年数表に記載のとおり、耐用年数は6年で、3年使用したことによる。このことから、上記⑤表一経年残存率表の残存率が0.316となる。
したがって、購入金額20万円×0.316＝冷蔵庫の損害見積額は6万3千2百円となる。

○ 例 2・・・3年前に120万円で購入した乗用タイプのトラクターが焼損した場合の損害見積額の算出
農林業用機具のトラクターの耐用年数は上記④表一耐用年数表に記載のとおり、耐用年数は8年で、3年使用したことによる。このことから、上記⑤表一経年残存率表の残存率が0.422となる。
したがって、購入金額120万円×0.422＝トラクターの損害見積額は50万6千4百円となる。

※ 著名な作品の絵画・美術品・骨董類は消耗品で計上する必要が無く、専門店に問い合わせるなどして、あくまで社会通念上評価される妥当な金額で損害見積額を申告して下さい。

※ 農林漁業・畜産業等の生産品の生物に関しては、あくまで社会通念上評価される妥当な金額で損害見積額を申告して下さい。なお、(牛・馬は1頭の最低損害見積額を10万円以上で計上して下さい。)